

令和5年度（第3回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

1. 日時 令和6年1月25日（木） 午後1時30分～3時20分

2. 会場 鳥取市役所本庁舎 6階 会議室6-3、4

3. 出席者

委員 西村会長、外山委員、有田委員、猪上委員、西村委員、
横山委員、池田委員、高須委員、尾崎委員、清水委員
鳥取市 羽場副市長、藏増福祉部長、池上次長兼保険年金課長、
光浪医療費適正化推進室長、小森健診推進室長、池原収納推進課長、
藤本保険年金課課長補佐、保崎国民健康保険係長、中村主事

4. 会議状況

発言者	発言内容（要旨）
保険年金課長	ただいまより、令和5年度第3回鳥取市国民健康保険運営協議会を開会します。開会に当たりまして、副市長が御挨拶を申し上げます。
副市長	<p>第3回目となります国民健康保険運営協議会ですが、お忙しい中、また、昨日からの雪がまだ解け切らない中での御出席を賜りまして感謝を申し上げます。市長があいにく上京しておりまして、代わって御挨拶をさせていただきたいと思っております。</p> <p>1月1日に能登半島で大きな地震がありまして、たくさんの方が亡なられました。また、多くの方が被害に遭われており、今も生活の再建が進まないというようなこともございます。現在、鳥取市は被災地である志賀町へ職員を派遣し、物資の仕分けなどの支援を行っているところではありますが、今週はさらに保健師も派遣する予定です。鳥取市も80年前には大きな地震がありまして、東部圏域でも1,000人を超える方が亡くなられており、本当に人ごとではないということで、お互いに助け合っていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>さて、昨年5月からは新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、1月を迎え年が替わりまして、これから来る春とともに気分が高揚するような市政運営をしていかなければならない、そのように肝に銘じているところでございます。国保会計のほうも、少子高齢化の影響もあり、なかなか厳しい状況が続いておりますけれども、今日は諮問について委員の皆様へ慎重な審議をお願いしたいと思っております。国保財政の状況も踏まえながらも、ただ、過度な負担が被保険者の皆様へ生じないというようなことで、私どもも一生懸命考えておりますので、御意見を頂戴しながら議論をまとめていただければという具合に思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
保険年金課長	では、続きまして、会長より御挨拶をいただきます。

<p>会長</p>	<p>皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、昨日からの雪ということで、お疲れになっている方もいらっしゃるかと思います。この国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、令和6年度の国保運営についての審議ということで、召集をさせていただきました。前回の協議会では、事務局から鳥取市の国保財政が厳しい状況であるとの説明がありました。委員の皆様には、財政の健全化に向けた方策として、来年度の料率設定の方針について御協議いただき、本市の保険料率を鳥取県が算定する標準保険料率にできるだけ近づくように見直していくこと、そして、低所得世帯、多人数世帯の負担感へ配慮しながら、料率を見直していくという事務局の案に御了承をいただいたところです。</p> <p>本日は、これまでの協議を踏まえて、来年度の保険料の御負担について、その妥当性をお諮りしていくこととなります。皆様におかれましては、令和6年度以降も、持続的かつ安定的な国保制度の運営ができるよう、それぞれのお立場で、率直な御意見を頂ければと思います。この後の副市長の諮問に基づき、議事を進めてまいりますので、慎重な審議を、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>なお、事務局には、協議を進めるにあたり簡潔明瞭な説明を求めます。委員の皆様におかれましても、円滑な進行に御協力をお願いいたします。</p>
<p>副市長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、続きまして、令和6年度の国民健康保険事業の運営について、副市長から会長に諮問書を提出いたします。</p> <p>鳥取市国民健康保険運営協議会、会長様、国民健康保険事業の運営について、諮問。国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため、安定的な制度運営が求められています。本市が国保保険者として「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、国保制度改革に伴う都道府県化の中で責務を果たしていくため、令和6年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。</p>
<p>会長 保険年金課長</p>	<p>謹んでお受けいたします。</p> <p>ありがとうございます。ただいま、読み上げさせていただきました諮問書の写しをお配りさせていただきますので、御確認ください。</p> <p>(諮問書の写しを各委員へ配布)</p> <p>誠に恐縮でございますが、副市長は、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>それでは、本会議ですけれども、鳥取市国民健康保険条例第2条の3の規定によりまして、委員の過半数をもって会議が成立することとなっております。</p> <p>本日の会議は、委員17名のうち10名に御出席をいただいておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>また、本日の議事につきましては、発言者の氏名を伏せて、ホームページ上で公開することを御了承ください。</p> <p>それでは、これ以降の日程につきましては、会長に議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。日程5の議事録署名委員の選出ですが、本日の会議の議事録につきましては、有田委員と清水委員に署名をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。(有田委員と清水委員の了承を得る)</p> <p>ありがとうございます。それでは、お二人に署名委員をお願いさせていただきます。</p> <p>では、日程の6、諮問事項の審議に入ります。先ほど、副市長から頂きました諮問について、審議に入りたいと思います。令和6年度国民健康保険料賦課限度額について、そして、令和6年度国民健康保険料率について、事務局より、一括して説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料1、2に基づき説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまのポイントを説明しますと、後期高齢者支援分の保険料賦課限度額を国の基準に合わせて現行22万円から24万円へ引き上げたいというところが1つです。また、令和6年度保険料率につきましては、県に納める納付金が前年度から約5億8千万円の減となったことに伴い、県が示す標準保険料率が、本市の現行料率に近づくことになりました。これにより保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しとなったため、前回協議した保険料率設定の方針も踏まえて、令和6年度の保険料率は据置きとしたいというのが、大方の趣旨であったように思います。</p> <p>それでは、事務局からの説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>(各委員を確認、発言者なし)</p> <p>では、私から質問をさせていただきます。この賦課限度額の引上げですが、先ほども説明があったように、来年度の被保険者数は分かりませんし、所得も確定していないということですが、この限度額を24万円に引き上げることによって、どれぐらいの世帯が影響を受ける見込みでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この後期高齢者支援分の賦課限度額について、現在よりも2万円引き上げることで、令和5年度の被保険者の所得状況を基にシステムで試算しますと、約250世帯ほどが引き上げの対象となる見込みです。また、保険料収入としては約450万円の増となるものと試算しているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。昨年度も後期高齢者支援分の賦課限度額が上がった</p>

<p>委員</p>	<p>ので、この約250世帯の方の負担が増加しているところが気になりまして、その対象となる世帯数が多いか少ないかというの、1つ御判断の基準にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>質問ですけれども、最低賃金でも都会と鳥取県のような地方とでは金額が高かったり、低かったりしますが、国保料の賦課限度額についても、東京などの都会と鳥取県などの地方で差があるのか、全国一律なのか教えてください。</p> <p>それと、もう一つは、資料2の県が試算した鳥取市の被保険者数の見込値と市が見込んでいる令和6年度の被保険者数に差があるのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>まずは賦課限度額について、都会や地方で差があるかどうかということについて御質問をいただきました。国が示す賦課限度額の基準は全国一律のものとなっています。この限度額については、法律で国の基準より引き上げてはいけないことになっており、各自治体ともこの基準以下で限度額を定めているところですので。これまで鳥取市をはじめ県内の自治体では、国の基準に沿って賦課限度額を定めているところですので。</p> <p>続きまして、令和6年度の被保険者数の見込みについてのお話をさせていただきます。県が試算した被保険者数ですけれども、令和5年度は国が示す人口推計値を基に、被保険者数を割り出しておられたというふうに伺っております。ただ、その推計値でいきますと、実際の5年度の被保険者数と乖離が生じていましたので、令和6年度の被保険者の推計については、実態に合わせた形で補正されているように伺っているところですので。</p> <p>実際、令和6年度の鳥取市で試算した被保険者数の見込みと、県が試算した見込みとに差があるのかどうかというご質問でしたが、鳥取市の推計値ともそれほど差はありませんので、概ね適正な水準の値になっているものと思っています。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい。ほかに何かございますか。</p> <p>県の納付金のことでございますけれども、納付金の額は令和3年度から5年度までは大きく変動がない状態でしたが、このたびは何で前年度から約6億円も落ちてきたのかなというのが疑問です。他の健康保険への加入者の移行や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などもあると思いますけれども、やはり何でこんなに大差が出るのかなと。こちらとしては諮問をいただきました賦課限度額や保険料率についても見通しがついたことは、ありがたいことだと思えますし、諮問いただいた方向でいいとは思いますが、何でそんなに納付金の額に差が出るのかなというところで疑問に思いまして、その辺について教えてほしいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>このたびの納付金額についてのご質問ですが、今、こちらで分かっているところでは、納付金の算定のもととなる県全体の一年間の医療費総額を、鳥取県では前年度から約30億円の減として算定をされておられました。その影響で</p>

<p>会長</p>	<p>鳥取市の納付金も前年度から大幅に減少したものと考えています。この医療費総額について、どういう状況や判断があつて鳥取県が減らされたかは確認できていません。ただ、これからの保険料にも影響する部分でもありますので、引き続き鳥取県の考え方を見極めていく必要があると考えているところでございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。(各委員を確認、発言者なし)</p> <p>ちょうど年末に御審議いただいたときは、近年の納付金の推移から考えると、令和6年度には約5億円の赤字になってしまう可能性があるということでしたし、今年度も約3億円弱の赤字が見込まれるということでしたので、その分の保険料率の引き上げということも御判断いただかなければならないと思っていました。しかし、今回は県から示された納付金が大幅に減額されたことで令和6年度の保険料率を据え置ける状況となり、皆さんも少しほっとされているかと思えます。ただ実際に、年度間で約6億円もの納付金が乱高下してしまう可能性を思うと将来の運営に不安を感じてしまう部分はあります。まず、正確な被保険者数の推計をたてていただき、それをもとに医療費の推計も行っていたことで、鳥取県においても将来的な納付金の見通しを持ち、急激な変動がないようにしていただければ、被保険者の方々の不安というのも払拭できるのかなというふうに思います。</p> <p>では、よろしければ、令和6年度の国保の賦課限度額と国保料率の2点の諮問事項につきまして、お伺いいたします。</p> <p>1つ目、賦課限度額についてですが、後期高齢者支援分の限度額22万円から24万円に引上げということで、御了解いただけますでしょうか。</p> <p>(各委員を確認) はい。ありがとうございます。</p> <p>2点目ですけれども、国民健康保険料率についてですが、現行どおり据置きということでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員を確認) はい。ありがとうございます。</p> <p>では、この2点につきまして、そのように答申したいと思います。</p> <p>それでは、事務局案のとおりで、決めさせていただきます。</p> <p>先ほどの繰り返しとなりますけれども、やはり納付金というものが、保険料率の決定に大きく影響してくるという状況にありますので、財政運営の責任主体である鳥取県に対して、被保険者の生活に与える影響も十分考慮していただくように、納付金額の年度間の大きな差異というのがないように平準化して、安定した仕組みづくりをしていただけるように期待したいと思いますし、答申の際にも、そのことは市長にもお伝えしたいというふうに思います。</p> <p>その他、皆様の御意見も盛り込みながら、私のほうが責任を持って答申書を作成させていただいて、市長に提出したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お任せいただきますよう、よろしくお伺いいたします。</p>
-----------	---

	<p>では、日程の6の議題については、これで終了としたいと思います。</p> <p>続きまして、日程の7の報告事項へ移っていきたいと思います。鳥取市国民健康保険「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」と「第4期特定健康診査等実施計画」の策定について、事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局	(資料3に基づき説明)
会長	ありがとうございます。事務局の説明について、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。(委員、挙手) どうぞ。
委員	計画は、このとおりに進めていただいて異論はないですが一つ質問です。資料3の2枚目の取組方針に、最近よく耳にするフレイル対策の事業というものがあるんですけども、実際にフレイル対策というのは医療なのか、介護の入り口なのか、いまいち分かりづらいところがあり、どちらなのか教えていただきたいという質問です。
事務局	はい。フレイルというのは、高齢期の虚弱を意味する言葉ですけども、年齢とともに、食欲の低下や活動量の低下、筋力の低下といった現象が徐々に起きてくるような状態をいいます。現在は、介護部門を中心に実施しているところではありますが、国保部門としましては、早い段階で生活習慣を改善し、フレイルを予防するための啓発事業の実施を考えています。
委員	仮に家族の中でフレイルになった場合、この家族は、どこに連れていったらいいんですか。病院ですか、介護施設ですか。
事務局	失礼します。高齢者の様々な相談は、まずは地域の包括支援センターが窓口になると思いますが、ちょっとした健康相談ということになりましたら、保健分野のほうになり、地域ごとに担当保健師がおりますので、そちらにご相談いただければと思います。
委員	やはりグレーゾーンじゃないですけど、どっちなのかがはっきりしていないというのが現実のような気がするんです。その辺りを、この計画にどう書かれるかっていうところが大事なんじゃないでしょうか。実際の話をしますとね、私の親族が軽トラで田んぼまで行ったけど、ハンドルに突っ伏したままの状態にいるのをその家族がみつけたんです。今、思えばそれがフレイルだったんじゃないかなと思うんです。見た目は元気で動いたりはできても、何かやる気がなくなってくるというんですかね。そういったフレイルへの気づきや相談を、どう計画に盛り込むかというのが大事なんじゃないかと思うんです。フレイル対策と一言で書かれても、動きようがないので、よろしくお願いします。
会長	はい。市民の方も、具体的な計画に基づいて動くということにもなりますので、市民の方が迷うことのないよう、分かりやすくアナウンスしていただければというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。

委員	すみません。資料3の計画の中のI 基本的事項では健康寿命としていますが、II 現状の整理では平均自立期間と書いてありますよね。これは統計のやり方によって、平均自立期間を健康寿命と見るかどうかということですが、健康寿命とした場合の乖離がすごいなと思ひまして。鳥取市では、いつも計画の中に平均自立期間とありますが、これは他に統計の仕方、データがないから使っておられるのでしょうか。
事務局	この計画は国保連合会が提供されます国保データベース（KDB）システムを活用させていただいて計画を策定しております。このKDBシステムでの考え方に平均自立期間というものがありまして、そのデータに基づく部分については平均自立期間と記載しています。
会長	ほかにいかがでしょうか。では、委員お願いします。
委員	計画のことではありませんが、先ほどありましたフレイルのお話についてです。フレイルとみられる状態は、何らかの疾患が隠れている可能性があると思ひますので、やはり医療機関を受診される方がいいと思ひます。高齢者の方は、電解質異常や高血糖、感染症などにより、だんだん食べられなくなって、動けなくなるというところがあると思ひますので、フレイルとみられる状態であれば、医療機関を受診されるのが一番いいかと思ひます。
委員	それは、何科を受診すればよいですか。心療内科ですか。
委員	内科に行かれたらいいと思ひます。
会長	やはりフレイルの症状が出たときには、病院を受診することも必要だということですね。ちなみに、この計画では健康寿命の延伸や死亡率の減少、医療費の適正化などの評価指標がありますが、この指標を基に進めれば医療費は下がるものですか。先生方のご意見を伺えますか。
委員	正直なことを言いますと、計画のとおり健康診断を進めると、有病率は逆に上がると思ひますし、この治療が必要な方の掘り起こしによって、ある程度、医療費は増えることになると思ひます。ただ、長い目で見ると、それが重病化してから、高額な医療費がかかるというところに行くまでを防ぐという意味では、そのような効果はあると思ひますので、その辺のバランスがどうなるかというところを、やはり注視していく必要があるのではないかとと思ひます。
会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。 (各委員を確認、発言者なし) では、御報告については、以上とさせていただきます。 続きまして、日程8のその他ですけれども、皆様方から、何かございますか。よろしいでしょうか。 (各委員を確認、発言者なし) では、事務局から、何かございますか。
保険年金課長	はい。前回の協議会で、国が検討を進めている「こども・子育て支援加速化

<p>会長 事務局</p>	<p>プランを賄うための支援金制度」について、市からも負担方法の在り方などへ要望するべきではないかというような御意見を頂きました。そのときにはお答えできなかったのですが、こども・子育て支援金制度については、既に全国市長会を通じて国への重点提言ということで、国保の運営に支障を及ぼすことがないように十分配慮をしてほしいということを要望していますことをご報告させていただきます。</p> <p>また、国のほうでは明日から始まる通常国会での予算審議の中で、こども・子育て支援金制度についても議論をされるようですので、今後の状況も注視しながら、私たちのほうも保険者の立場から要望してまいりたいと思います。</p> <p>そのほか、事務局から何かございますか。</p> <p>もう一点、事務局から、御案内をさせていただきます。本日、御審議いただきました内容につきましては、会長のほうからもありましたけれども、これから答申にまとめます。答申をさせていただく日時ですけれども、1月31日水曜日の午後3時から、市長へ答申書を提出する予定としています。答申書については、会長と協議の上、まとめさせていただき、各委員様にも送付をさせていただきますので、改めて御確認をお願いできればと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>では、1月31日に答申書を持って、市長に渡しに行きたいと思います。また、次回の協議会は8月を予定しております。去年は台風の直撃を受けて大変でしたが、次回の協議会はそのようなことがないように期待しております。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回鳥取市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時20分</p>